

家庭的保育者（保育ママ）について 乳児（2歳児未満）向け保育 の仕事内容



株式会社 ポピンズエデュケア
認可保育園施設長 勝俣 寿美

茨木家庭的保育資料

家庭的保育の種類

家庭的保育は、運営者の種別によって、個人型と施設(法人)型に分類されます。

個人型



個人が自宅等で家庭的保育事業
を実施する形態

個人事業者として家庭的保育を実施

施設(法人)型



法人が保育所等と一体的に家庭的保育
事業を実施する形態

法人に雇用されて家庭的保育を実施

こども家庭庁の発足と「こども基本法」について

「こども家庭庁」はこどもがまんなかの社会を実現するために子どもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番良い事を考え、こどもと家庭の福祉や健康向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に取り取り組むことを目的としています。令和**5**年**4**月**1**日にこども家庭庁設置法が施行

*「こども家庭庁」初代長官 渡辺由美子氏が就任

旧厚生省出身で子ども家庭庁設立準備室室長として尽力。



こども基本法



すべての子どもや若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指している。

***18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように、心と身体の成長段階にある人を「こども」と定義し、年齢を決めていない。それぞれの状況に合わせ社会で幸せに暮らしていけるように支えていく。**

そのための大切な理念や、国・自治体の取組の基本となることを定めている。子ども、若者にとっての今とこれからにとって最も良いことを考え日本の社会全体でこどもの施策に取り組むための共通の基盤になるもの。

子どもや若者の健やかな成長のための支援や結婚・妊娠・出産・子育ての支援などを「こども施策」と定義している。国民全体の教育の振興、雇用環境の整備など幅広い取り組みも含まれている。

本科目の内容

1. 家庭的保育における環境整備
2. 子どもの発達過程と一日の生活の流れ
3. 保護者との関わり方
4. 保育補助者や関係機関との関わり方



1. 家庭的保育における環境整備

保育環境に関する留意点

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」には物的・人的環境について次のように記載されている。

- ・ 明るく衛生的な施設
- ・ 安全・安心な施設
- ・ 基準の向上を常に目指している施設
- ・ 心身ともに健全で豊かな人間性と倫理観を持つ職員
- ・ 子どもへの不平等や虐待がなく、人権を十分に配慮する職員



基本的な重要点

1. 安全の観点（火災防止、非常時避難、転落防止）

安全（災害・事故）への予防・対応が出来る環境であるか。

2. 保健衛生の観点（調理・食事、排泄、睡眠）

子どもが使いやすいトイレ、手洗い場、午睡用具が必要。

3. 子どもの健やかで豊かな**発達**の促進

運動的なもの、表現活動（絵画制作、音楽など）、
知的好奇心につながるもの、自然環境が必要。



危険物・
不衛生な
ものは取
り除く

* 日頃から、避難経路や緊急時の連絡体制（近隣の病院など）を確認しておくことが大切です。

3つの留意点

1. ふまえておくこと

- 子どもの発達過程
- 1日の生活の流れなど

(←生活の流れを考えて保育室内の動線に配慮する。)

2. 心掛けること

- 子どもを惹きつける
 - 十分に個性や能力を発揮できる
 - 遊びや活動に集中して取り組める
- (←遊びと遊びの間、場面切り替え時は要注意。)
- ほっとくつろぐことのできる場所であること



3. 資源を活用すること

保育室と敷地内

- 近隣の地域

図書館などの公共施設（→公共の場でのマナーを学ぶ）

道路（→交通ルールを学ぶ）

子どもが多様な経験を積み重ねていくことができるよう配慮する



3. 資源を活用すること 「身近な公園の環境」

- ・安全確認のチェックポイント *季節によって見直します。



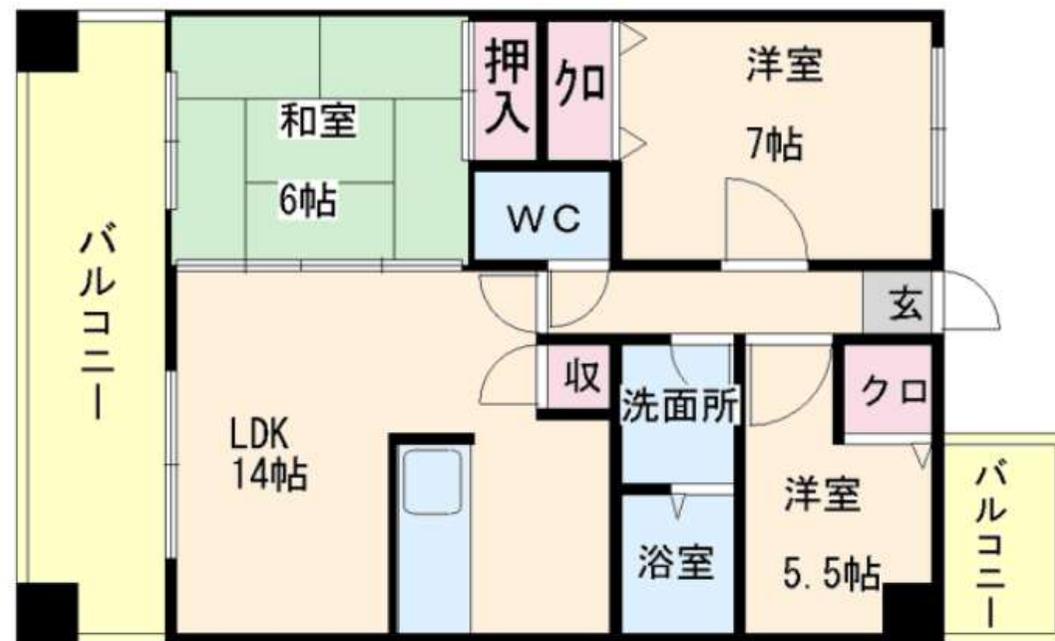
- ①遊具が使える年齢は何歳からか。
- ②公園は混んでいないか、見失いに注意。
- ③砂場の衛生は保たれているか。
- ④ブランコの高さは適しているか。チェーンや木の台座にささくれなどはないか。階段の間隙は安全か。

演習： 物的環境を考えてみましょう。

① 0歳児から2歳児までの乳幼児3名を預かっています。
下のものを参考に、必要なものを配置してください。

・備品リスト・

- 看板 ベビーカー
- 椅子（子ども用） 冷蔵庫
- 調理用具一式 テーブル
- 哺乳瓶・哺乳瓶消毒・保管 電子レンジ
- 食器 おむつ替えに必要なもの
- ベビーベッド（寝る場所の確保）
- タンス・ロッカー バスタオル
- 遊具（遊ぶ場所に必要なもの）
- 安全柵 救急箱 ドアストッパー
- 消火器 その他・・・



② 配置の際に、気を配ったことは何ですか？

主なケア、スペースおよび設備

- ① 食事（テーブル・椅子など）
- ② 排泄（トイレ・おむつ換え用シートや交換台）
- ③ 衣服の着脱（着替えのできるスペースと衣服の収納場所）
- ④ 休息や睡眠（ベビーベッド・ふとん・マットなど）

子どもが自分でやりたいという意欲や達成感を満たせるように。

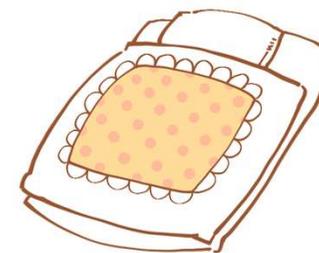


表7-1 保育環境整備の際に検討すべき主な事項

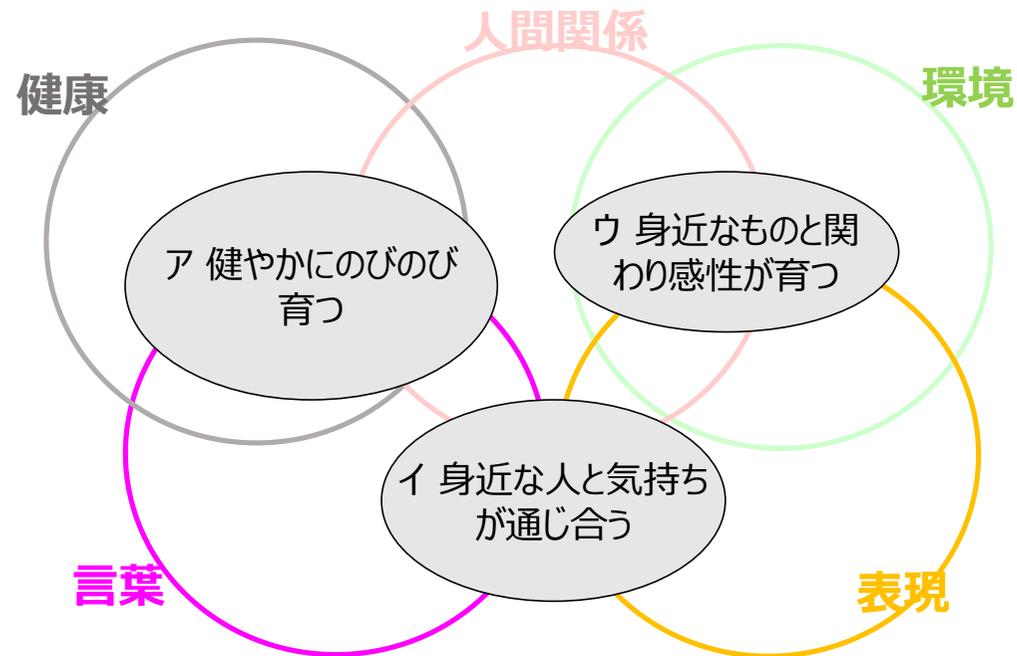
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの年齢および月齢 ・人数，グループ構成と子ども同士の関係性 ・特別な配慮が必要な子どもはいるか（障害のある子ども，アレルギーのある子どもなど） ・それぞれの子どもの発達の状態や個性
保育者・保護者 保育者の家族	<ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者は何名，どの時間帯にいるのか ・保護者の送迎時間や送迎の手段 ・保育者の居宅で保育を行う場合，保育者の家族の人数，生活パターンや状況
時期や季節に応じた配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・天気，気候 ・地域の行事や文化など
近隣との関係への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の住民との関係性 ・近隣の家庭の生活状況（例：受験生がいて勉強しなくてはならない，夜勤のため昼間睡眠をとる人がいるなど）
状況に応じた柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍児の変動（人数の変化，健康状態，転居，保育時間の変更など）

出典：家庭的保育研究会（編）『家庭的保育の基本と実践第3版—家庭的保育基礎研修テキスト』福村出版、2017年10月

2. 子どもの発達過程と 1日の生活の流れ

保育所保育指針では

乳幼児期のねらい、内容について5領域との関係を3つの視点でまとめている。



乳児クラスの子ども（非言語の子ども）

■ 0歳児の赤ちゃん

言葉が話せない赤ちゃんでもコミュニケーションはできる。

- ① 愛着が育つ大切な時期、優しい笑顔で目を合わせ、声をかけ声を出すように促しましょう。
- ② 抱っこ、おむつ替え、授乳、離乳食時はチャンス！



乳児クラスの子ども

■ 1、2歳児クラスの子ども

言葉は上手に話せないが先生の言うことはわかることが多い。先ず、十分に話をさせること、聴いてあげることが大切。その後正しい言い方に置き換えてあげる。

①優しい笑顔で目を合わせ、話を聞き、〇〇ちゃん犬がいたね。（ワンワンいたと言ったら）と正しい言葉で話す。1歳後半には「ママ、すき。パパかいしゃ」など2歳後半は日常の事など話したい気持ちが強くなる。

②伝えられず、噛むなどの行為があった時はどういう気持ちだったかを推察、聴く。「お友達は痛かったよ・・・」

と他者の立場には立てないが相手の気持ちを伝える。

一方的に言わない。



子どもとのコミュニケーションからみえるもの

■ 乳児クラス

- ・話しかけても反応が薄い、表情が乏しい、目が合わない
- ・動きが緩慢、または動きすぎる
- ・抱っこをしても反り返る。嫌がるなど



■ 幼児クラス

- ・じっとして話が聞けない。言葉の理解が乏しい。
- ・自分ばかりが話し、人の話を聞かない。
- ・家庭での心配な話をする。



* 普段の子どもとのコミュニケーションで気が付くことがあったら職員で共有し、保護者面談を行う。家庭支援センター、教育センター、言語聴覚士に相談することも。早い発見が大切。

保育の一日の流れ

子どもたちが登園し、降園するまでの大まかな流れについて考えみましょう。

保育園の場合は、0歳児クラスの4月は入園したばかりで慣れ保育があり、短い時間をゆったりと過ごすことをすすめています。

これは両親の元を離れ、初めて小さな社会にデビューする赤ちゃんに負担をかけないためです。保育園の場所、先生、玩具になれ少しずつ安心して過ごせる時間を獲得していきます。

家庭的保育においても、年齢が低い子どもほど個別の配慮が必要になるでしょう。



参考（保育ママの一日）



8:00 受け入れ開始

子どもたちの健康状態を視診しながら、お母さんから受け入れます。持ち物や連絡帳などのその日の確認も忘れずに行います。

9:00 おやつ、排せつ、おむつ替え

一緒に歌を歌ったり、手遊びをしたりします。午前中のおやつを食べ、排せつの時間、おむつ替えをしながら健康状態をチェックします。

10:00 外遊び

近くの公園へ遊びに行きます。交通安全に気を付け、気温に合わせた対策も行います。

11:00 昼食

手洗い、うがいを済ませた後、介助をしながら、どのくらい食べたのか、フォークとスプーンの使い方を少しずつ教えます。

参考（保育ママの一日）

12:00 午睡

食べ終わった子から、おむつを替えてお昼寝の寝かしつけをします。ゆっくり休ませ、体調管理をしっかりとします。

15:00 起床、おやつ

起きた子からおむつ替え、検温をおこないます。その後は、おやつを食べます。

16:00 室内遊び、お迎え

室内でダンスをしたり、おもちゃで遊びます。けがの無いよう安全に配慮し見守ります。お迎えが来た順に受け渡し、一日の様子を伝えます。



保育計画について

【長期指導案】

- ・ **年間指導計画** ・ ・ 全体的な計画が根底

【短期指導案】

- ・ **月案**

その月に達成したい子どもの成長、その月に行う季節の行事やイベントを考慮して立てられる計画

- ・ **週案**

1週間を通した保育の詳細な内容。散歩の目的地、制作の内容、行事やイベントの準備など、おおまかな一週間の流れをくむ計画

- ・ **日案**

その日の保育の展開や流れについて子どもの生活時間を見通し細かく立てる指導案

※月案の内容を週案や日案に落とし込む



【保育計画のねらいと内容】

保育所保育指針で**年齢ごとに示されている「保育のねらいや内容」をふまえて**作成。「乳児保育」では「**3つの視点**」を参考に、「1歳以上3歳未満児」と「3歳児以上」は「**5領域**」をもとに記述されているねらいや内容に即して作成。

【作成ポイント】

・週案や月案では、子どもが現在取り組んでいることや興味のあることから、少し努力して実現できるような発展的なねらいを立てる。そのために、**年齢ごとの発達の特徴を考慮し、子どもの興味や関心、現在の姿について丁寧な観察が必要。**

① 子どもの人数と年齢構成を考慮

年齢ごとに合った遊び／子ども同士での遊び／年齢が低い場合は個別の時間を大切に／時間や環境構成の考慮

② 個人とグループ両方の育ちを考慮

個々の成長を大切にすると同時に、仲間や友達と過ごすことの楽しさを育てる

3. 保護者との関わり方

保育所保育指針に保育士の業務として明記されている

1. 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する**子どもの保護者に対する支援**及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

第4章 子育て支援

1 保育所における子育て支援に関する基本事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

- ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。
- イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

- ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。
- イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 保護者との相互理解

- ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

- ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。
- イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

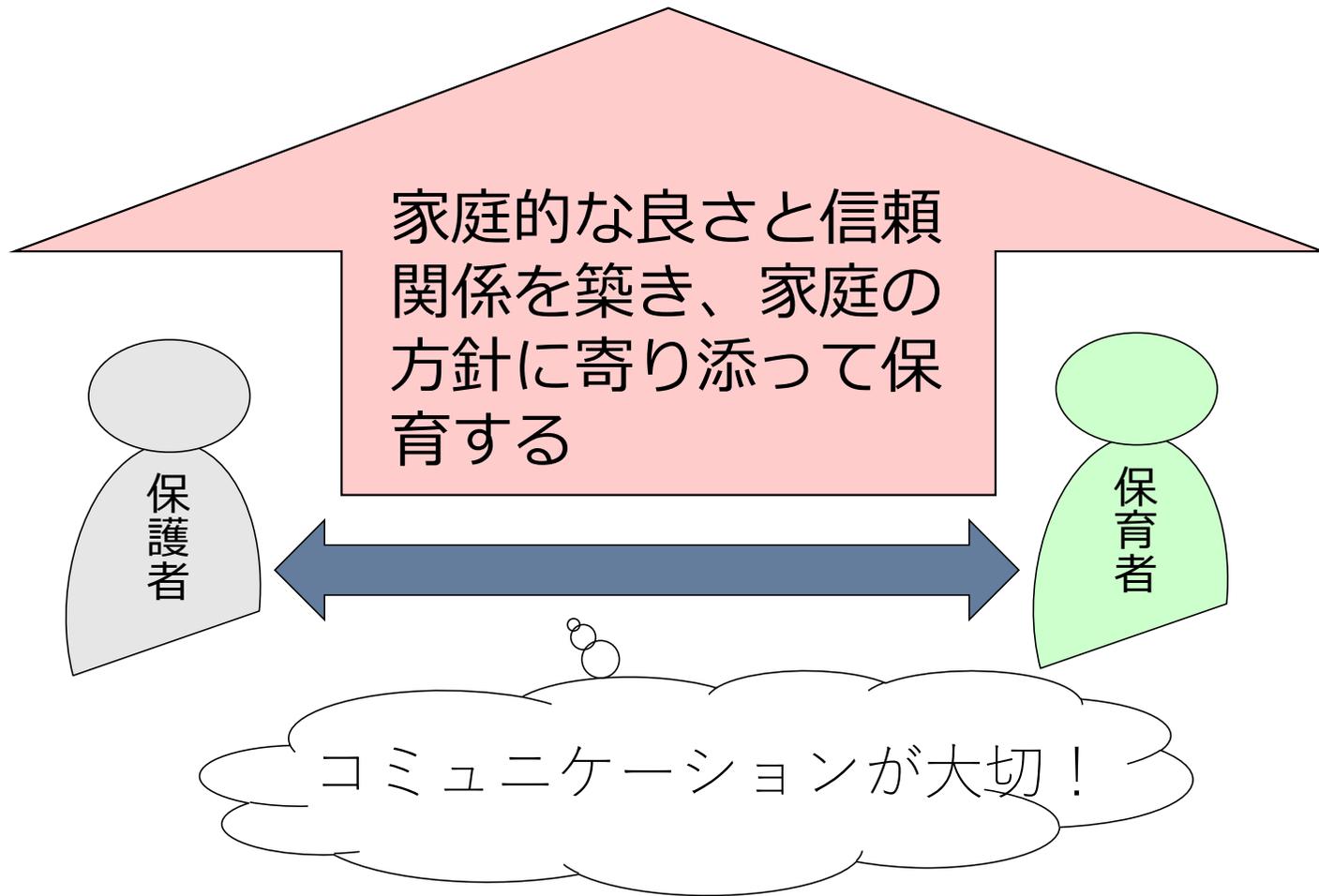
- ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の配慮を行うよう努めること。
- (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援
 - ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。
 - イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(保育所保育指針第4章より)

保護者が保育者に求めること

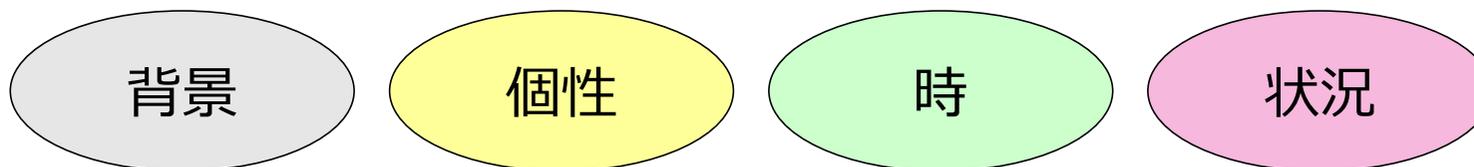


1. 安全・安心 保育をする部屋など
2. 保育者の人間性
3. 保育者のスキル
4. 寄り添ってほしい。話がしたい！



保護者対応の難しさ

「この保護者にはこういう関わり方がベスト」というマニュアルはなく、様々な保護者がいる。



によって変わる



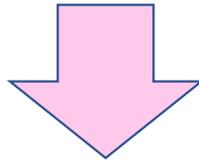
子どもを思っている気持ちは同じ・・・

難しい保護者とのコミュニケーション

- どんな保護者？ ⇒ 保護者の考え性格を知っておく。
- 謝罪に終始しない ⇒ 的確な現状説明と改善
- 相手のペースに巻き込まれない⇒ 自信を持つ
- 返答に困る自信のないこと⇒ 即答しない
- 一人で抱え込まない ⇒ 園で情報の共有化

信頼関係の構築

日頃からコミュニケーションを重ねることによって
信頼関係・協力関係を継続的に作っていく



- * 話しやすい！ 聞いてくれる！
- * 困っているときに気づいてくれる。
- * なるほど！ 子育てのヒントを教えてもらえる。
- * 見守られている感じ、安心感がある。

保護者支援のポイント

- ・ 子どもの様子は小さなことでも知りたいもの。
報告・連絡・相談を確実に行いましょう
- ・ 小さなケガ、破損等も必ず報告する。
正直なことが結果的に信頼につながります。
- ・ 日中のエピソードを1つでも多く細かく伝える
心がけを持ちましょう。
- ・ 子どもの笑顔、「〇〇さん大好き！」に保護者は
保育者を信頼するものです。



4. 保育ママ同士や関係機関との関わり方

家庭的保育のスタッフ

- ・ **家庭的保育者**

家庭的保育の質の向上、職員の資質向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ・ **保育補助者**

家庭的保育者の職務の補助。子どもが5名以下に対し、家庭的保育者と保育補助者の2名で対応。

- ・ **調理員**（調理業務の全部を委託する、ないしは外部搬入の場合は不要）

連携の工夫

2人以上で仕事をするときは仲間の情報共有や連携を密にし、保護者にも安心感をもってもらえる体制をととのえる。

* スタッフ間連絡ノートなどを活用する。



これらは、不在や非番のスタッフにも後からその時の状況や子どもの様子を確認できるように工夫して記録する必要がある。必要事項を漏れなく記録すると様々な場面で役に立つ。

子どもの健康や育ち、家庭支援に関する機関

【保育園またはこども園】

連携概要：保育内容の支援、給食に関する支援、嘱託医（健康診断）、園庭の開放、合同保育、代替保育の提供、卒園後の受け皿の設定

【自治体の保健福祉部門】

保育所への入園窓口、保育所運営の管理監査を行い、適正な運営の指導を行います。乳児健診では小児科医、歯科医、耳鼻科医、保健師などの専門職が関わります。

【児童相談所】

子どもの障害の判定、児童虐待、養護や行動上に問題のある児童や家庭への対応を行い児童福祉士、児童心理士等が配置されています。

【児童家庭支援センター】

子どもと家庭に関する相談に応じ、子どもや家庭が必要とする支援や保護のために関係機関に連携する施設。相談だけでなく、要支援児童やその家庭、里親への支援も行います。社会福祉士、心理士などがいます。

【児童発達支援センター】

発達に心配のある子ども、障害のある子どもに対し療育を行う機関。児童指導員、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士の機能訓練専門員が配置されています。



教育に関する機関

【小学校、特別支援学校、社会教育機関(図書館、博物館等)】

保育所を修了した子どもたちが就学する義務教育の学校は、保育士保育指針でもその連携、接続が求められています。

(第2章 保育の内容4の2) 小学校には通常教諭の他養護教諭がおり、スクールカウンセラーなどが配置されている場合もあります。

園外保育や体験学習では図書館や博物館、動物園の社会教育施設を利用することもよいでしょう。



防犯、防災に関する機関

【警察署、消防署】

警察、消防は緊急時の出動や交通事故、事件などだけでなく、虐待やDVへの対応日常の防犯、交通安全、防火防災、救急の情報の開示や普及活動も行っています。保育所でも毎月の避難訓練では消防署と連携し、年2回の不審者対応訓練では警察署への協力を求めることもあります。



地域との関わり的重要性



- ・家庭的保育では保育補助者と共に少人数の保育者による保育が行われています。複数での保育がかなり定着しましたが、1人で保育する時間帯もあります。地域の人など職員以外の力を借り、子どもの安全を守る必要が生じることがあります。そのため、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとり、いざという時の協力・援助を依頼しておきましょう。
- ・まずは家庭的保育を行っていることを地域の方に知っておいていただくことが必要です。特に、保育室開設時の挨拶や日々の挨拶を欠かさないようにしましょう。
- ・いざという時に、いち早く駆けつけてもらえるのは地域の人です。日中どこの家に人がいるか、どこの家なら助けが求められるかということも把握しておくといいでしょう。

地域との関わりの重要性



- ・地域の人とのコミュニケーションは、いざという時に助けてもらえるだけでなく、日常的に様々な情報が得られ、防犯・防災に備えることにつながります。
- ・地域の関係機関はもとより、警察、交番、自治会長、民生委員などともコミュニケーションを図り、特に災害時など気にかけてもらえるようにしておきましょう。
- ・子どもを連れて散歩や公園へ出かける時に、子どもと共に近所の方々に挨拶をし、顔を覚えてもらう、公園で地域の子どもの達と遊ぶ時には保護者たちとも仲良く付き合う、町内会の避難訓練の行事にも参加する、などにより、家庭的保育者が媒介となって、子どもが育つ地域作りをしていきます。
- ・地域の人々に見守られる家庭的保育は保護者の安心にもつながるでしょう。

本科目のまとめ

1. 家庭的保育における環境整備・・・安心・安全なこと
2. 子どもの発達過程と一日の生活の流れ・・・個別配慮・保育計画
3. 保護者との関わり方・・・信頼の構築
4. 保育補助者や関係機関との関わり方・・・連携の大切さ

